

# 意見陳述書

令和2年1月20日

仙台高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 笠原 太良

国会と厚生労働大臣が、控訴人甲1の仮名佐藤さんや甲2の仮名飯塚さんら被害者の被害回復を行わなかったことが違法であることについてお話しします。

## 第1 国会の責任

1 原判決は、平成17年に出された判決に基づき、4つの要件を検討し、国会の責任を否定しました。4つの要件とは、①憲法上の権利侵害があり損害賠償請求権が発生していること、②①で発生した権利を行使するための法律を作ることが不可欠であること、③その必要不可欠性が明らかであること、④国会が正当な理由なく長い間法律を作らないこと、です。

控訴理由書では、この4つの要件について検討し、原判決が不当であることを主張しています。

2 要件① 憲法上の権利侵害が発生し、損害賠償請求権が発生していること

原判決は、旧優生保護法第2章、第4章及び第6章の各規定が、憲法13条で保障されるリプロダクティブ権を侵害するもので、憲法13条に違反し無効であるとし、その被害者には損害賠償請求権を行使する機会を確保する必要性を認めました。

しかし、優生保護法により侵害される権利は、リプロダクティブ権だけではなく憲法13条で保障される個人の尊厳、身体の不可侵性、憲法36条で保障される残虐な刑罰を受けない権利、第14条1項で保障される平等権も侵害されています。これらの権利が侵害されたことによる損害賠償請求権も発生しています。

### 3 要件②①で発生した権利を行使するための法律を作ることが不可欠であること

原判決は、旧優生保護法の存在自体が損害賠償請求権の行使を妨げていたなどとし、優生手術を受けた者が手術を受けた時から20年経過する前に損害賠償請求権を行使することは困難であった。そのため、除斥期間の規定の適用により損害賠償請求権を行使できなくなった場合に、権利行使の機会できるような法律を作ることが必要不可欠であるとしました。

もっとも、原判決は、その理由の中で、リプロダクティブ権をめぐる法的議論の蓄積が少ないとしました。しかし、昭和62年以降、学者の間でリプロダクティブライツが憲法13条に含まれると論じられるようになり、平成7年の国際会議でリプロダクティブ権が権利として確立されました。日本でも、平成8年の優生保護法改正の際にリプロダクティブライツの明記が議論され、参議院厚生委員会がリプロダクティブライツを保障する施策を検討するとの附帯決議がされました。このような動きを経てリプロダクティブライツが権利として確立され、その後の男女共同参画基本計画において、リプロダクティブライツの実現のため具体的な施策が行われました。

このような事情からすると、リプロダクティブ権をめぐる法的議論の蓄積が少ないとの判断は誤っています。

なお、平成31年4月24日に優生手術被害者を対象とする一時金支

給法が成立，施行されましたが，この法律は，旧優生保護法が違憲であることを前提としておらず，支給額も320万円と少額であり，ハンセン病補償法や民法との関係においても支給される金銭の性質は賠償金でないことから，一時金の成立をもって法律を作ることの必要不可欠性が否定されるものではありません。

#### 4 要件③法律を作ることの必要不可欠性が明白であること

原判決は，特別の賠償立法の内容は国会の合理的な立法裁量に委ねられており，これまでにリプロダクティブ権についての法的議論が少なく，また優生手術を認めた規定や国会が被害者を救済する法律を作らないことが憲法違反であるとの裁判所の判断がされてこなかった事情からすると，損害賠償請求権を行使するための法律を作ることが国会に明白であったとはいえない，したがって，国会が被害者救済のための法律を作らなかったことは違法ではないとしました。

しかし，先ほど述べた通り，国内ではリプロダクティブライツに関する法的議論は十分なされていました。また，旧優生保護法改正前の平成7年には厚生省内部でその違憲性と補償の必要性について議論され，平成10年には国連から強制不妊の対象となった人たちの補償を受ける権利に必要な措置を取るよう勧告がなされました。平成13年には，日弁連が政府に対し，強制不妊手術を受けた女性に対し補償する措置を求めました。平成13年には，ハンセン病元患者の訴訟で，優生手術の非人道性を指摘し隔離規定を改め廃止しなかった国会議員の立法不作為を認める判決が出され，判決の翌月に補償法が制定されました。平成16年には，当時の坂口厚生労働大臣が優生手術の否を認める発言をするなどしました。

したがって，遅くとも坂口厚生大臣の発言があった平成16年3月24日時点で，旧優生保護法が憲法13条，14条1項に違反しているこ

とは国会にとって明らかでした。そして、人権侵害を是正するための特別な被害賠償をする法律を作ることでも国会は容易に認識可能だったので、国家賠償法ではない特別の法律を作ることが必要不可欠であることは明白でした。

5 要件④国会が正当な理由なく長い間法律を作らないこと

6 このように4つの要件を満たすので、国会が国会賠償法ではない特別の賠償をする法律を作らないことは違法です。

## 第2 厚生労働大臣の責任

原判決は、十分検討することなく、厚生労働大臣が被害回復の措置をとらなかったことは違法にあたらないとしました。

しかし、厚生省は、優生保護法を施行し、優生保護法に関するあらゆる事務を行っていました。そして、厚生省は、都道府県宛に、優生手術の際に被害者をだます、身体拘束するといった卑劣な手段を許容する通知や優生手術を奨励する通知を出し、積極的に優生手術の実施を推し進めました。その結果、社会に優生思想が定着しました。

このような厚生省においても、内部では遅くとも昭和63年には優生手術の違憲性を認識していました。それにもかかわらず、厚生労働大臣は、旧優生保護法が改正される平成8年7月まで強制手術の実施を漫然と行ってきました。

優生手術が人権侵害にあたると認識していた厚生労働大臣は、優生手術の違憲性を認め、被害実態を検証し、謝罪や賠償といった被害回復を行う義務を負っていたにもかかわらず、これを怠ってきました。

したがって、厚生労働大臣が、長期間に渡って被害回復のための制度を作らないことは違法です。

以上